

学校いじめ防止対策基本方針

板橋区立上板橋小学校

I 学校の基本方針及び組織

1 学校いじめ未然防止等基本方針

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童生徒等が特定の児童生徒等を心理的又は物理的に攻撃する行為（作為であるか不作為であるかを問わないものとし、インターネットの利用その他直接に対面しない方法により行われるものも含む。）であって、当該児童生徒等に心身の苦痛又は財産上の損失を与えるものと認められるものをいう。

(2) 基本認識

- いじめはどの子にも、どの学校にも、どの学級にも起こりうるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、常に教職員・保護者・地域がアンテナを張り巡らして見ようと思ってみないと見つけにくいものである。

(3) 学校としての構え

上板橋小学校では、『学校の教育目標』を具現するため、安全安心な学校づくりをめざしています。いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有して「いじめをしない、させない、許さない学校づくり」を進めていきます。いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての子どもたちを対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいきます。

2 いじめ未然防止・対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめ防止等対策のための組織を置くものとする。

（法：第22条）法の第22条を踏まえ、「**いじめ対策委員会**」を設置します。

◆いじめ対策委員会◆

【常任】校長・副校長・教務主任・生活指導主任・特別支援教育コーディネーター
教育相談担当教諭・学年主任・担任・養護教諭・スクールカウンセラー
校長が認める者

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定される重大事態の調査のために、

「**いじめ 調査委員会**」を設置します。

◆いじめ調査委員会◆

校長・副校長・学校運営連絡協議委員・学校医・PTA役員・校長が認める者

II いじめ防止等に関する学校での取組

1 いじめの未然防止のための取組

(1) だれもが大切にされる学級・学校づくりをめざす。

① だれもが「分かる」を実感できる授業づくり

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった」「できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実させる。
- ・授業において、「だれもが大切にされている」を実感できる学習姿勢づくりを徹底する。

発言している友達に体を向けて全員が聴く
発言を聴いて、賛成できることは頷いて聴く

② だれもが大切にされる（仲間外れをつくらない）学級づくり

- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実させる。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。

③ 全教職員で繰り返し指導の徹底と児童の話を丁寧に聞く教育相談活動の推進

- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）を進める。

① 人権教育・道徳教育の充実

- ・教育活動全体を通じて、児童にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成する。

② 異学年交流の充実

- ・たてわり班活動や異校種交流を通して、他者と深く関わる体験を重ね、児童の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

③ 全校児童への働きかけ

- ・全校朝会の校長講話で、「いじめをしてはいけない」という気持ちをつくる働きかけを行う。

(3) 全ての教育活動を通して自己指導能力を育成する指導を進める。

- ・自己指導能力とは、「その時、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力」をいう。自分で考えた行動に対してきちんと責任をとるという経験を積み重ねることで育成していく。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進する。

2 いじめの早期発見のための取組

(1) 朝の健康観察及び休み時間や給食の時間などの観察を綿密に行い、いじめの早期発見に努める。

(2) 日々の児童観察や定期的な教育相談の実施などにより、いじめの実態把握に取り組むとともに、子どもが日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。ふれあい月間（6月、11月、2月）については、児童・保護者へもアンケートを実施する。

(3) 朝の職員打ち合わせ等の時間を活用した週1回以上の情報共有の場を設定し、教職員同士の情報交換とする。

(4) スクールカウンセラーによる面接を、1学期に5年生全員を対象として実施する。また、必要に応じて個別の面接を実施する。

(5) 各担任及び養護教諭は定期的に懇談や面談を実施し、児童や保護者の声、いじめの訴えがあった場合、児童や保護者の思いや不安・悩みを十分に受け止める。

(6) アセスメントを活用し、児童の人間関係を把握する。

3 いじめの早期対応のための取組

- いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめの事実を把握した際には、「いじめ対策委員会」が中心となり、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた取組を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携する。

(1) 被害児童への対応及び支援

- ①いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた子どもやいじめを知らせに来た子どもの安全を確保する。「あなたを学校全体で守る」という学校全体の意思の伝達を行うことで、いじめの早期発見にもつなげていく。
- ②「いじめられる側は悪くない」という共通認識を押さえ、学級において担任が被害児童の味方であることを明言する。ＳＣとの連携による安心できる場の確保をしていく。
- ③「いつから、何を、誰に、どの程度」の確認と詳細な記録を行う。周囲の児童、関係教職員を含めた事実確認を速やかに行う。
- ④被害・加害両方の児童の保護者への連絡と話をする場を設定し、事実を基にした保護者への速やかな連絡、状況の定期的かつ細やかな保護者への報告、状況に応じて保護者（同士を含む）との話し合いの場を設定し、早期解決を図る。

(2) 加害児童への措置

- ①速やかな事実確認と保護者への連絡を行い、加害児童がしてはならないことの明確化、校長を含めた複数の教員での対応、親子での話をする場の設定及び保護者の責務について確認する場を設ける。
- ②事前の加害児童の保護者への謝罪内容等の確認を行い、被害児童が納得できる話となるような謝罪の場を設ける。また、謝罪後の様子の観察と定期的なＳＣとの面談を加害児童に対して行う。
- ③いじめが止まらない場合、加害児童を被害児童から遠ざける体制の確立、取り出し（別室）指導の場の確保と取り出した際の指導体制を確立する。
- ④なおも他の児童の心身の安全が保障されないなどのおそれがある場合については、いじめ対策委員会と生活指導部が連携し、出席停止等の措置を検討する。出席停止の制度は、加害児童の懲戒という観点からだけでなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から必要となる場合もあることを保護者に説明し了解を得る。

(3) 校内相談体制

- ①いじめ対策委員会を核として、学校全体で基本方針を共有して取り組む。役割分担を明確にし、迅速で組織的な対応ができるようにする。
- ②被害児童の安全確保及び心のケアを図るとともに、加害児童の継続的な指導・観察を行い、再発防止を徹底する。また、加害児童の保護者に対しても満足な支援が必要となる場合には、養護教諭やＳＣ等によるカウンセリングを行う。
- ③「少しでも気になる児童の様子はすぐに報告」の学校体制とシステムを構築し、管理職への確実な報告可能な体制及びＳＣとの情報共有の場を設定する。
- ④個々のケースについての情報共有及び教職員一人一人の関わり方を確認し、聞き取った事実の共通理解、ケースごとの具体的手だて及び教職員の対応について協議、関係児童への声かけを行う。
- ⑤日々の児童観察に使用するチェックリストの項目の設定、危機レベルの設定と学校全体の動きが分かる資料を作成する。

(4) 校内研修

- ①「いじめはどの子にも、どの学校にも起こりえる問題である」という基本認識に立ち、全ての教職員が子どもとしっかり向き合い、いじめの未然防止等に取り組める資質能力を身に付けられるよう、ふれあい月間を中心に研修を行う。その際、東京都が作成した「いじめ問題に対応できる力を育てるために～いじめ防止教育プログラム～」等を活用する。
- ②アンガーマネジメント研修等、東京都及び板橋区主催のいじめ防止のための研修会へ主幹教諭又は主任教諭を積極的に参加させ、校内研修の講師として各教員に広める。
- ③ＳＣを交えたケース会議や情報交換会を定期的実施し、子どもの人間関係を継続的に注視していく資質を養う。

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。

(5) 保護者・地域との連携及び啓発

- ①学校いじめ防止基本方針を学校便り及びホームページ等で公表し、保護者や地域住民の協力を得るよう努める。
- ②家庭や地域と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所等との円滑な連携や情報の共有に努める。
- ③ＰＴＡや地域の関係団体とともに、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

(6) いじめによる重大事態等への対処

- ①いじめにより重大事態【「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」】が発生したと認知した時は、次の対処を行う。
 - 重大事態が発生した旨を板橋区教育委員会に速やかに報告する。特に、生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
 - いじめ調査委員会の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、板橋区教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
 - 板橋区が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。
- ②恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応をとる。
- ③ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や弁護士に協力を求める。

(7) 個人情報等の取り扱い

- 調査によって確認された事実は、関係する児童やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用し、他のことには使わない。また、重大事態に至った要因や経過、学校の対応等を分析することにより、同様の事態が再発することのないよう、指導の改善に活用する。

(8) その他

- ①学校いじめ防止等基本方針の内容の定期的な検討については、いじめ対策委員会の主導によりＰＤＣＡサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- ②いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行い、基本方針を改善していく。